



令和6年度 (令和6年4月1日から翌年3月31日まで)

保育施設入所案内

☆保育施設とは

児童福祉法等により、保護者が働いている、病気にかかっているなど、保育が必要な状態にある乳幼児を保護者の下から通わせて保育することを目的とする施設です。

幼稚園等と異なり幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由では申込みできません。

また、通所されている方でも保育の必要性がないときは、家庭保育をお願いしています。

長岡京市福祉事務所 子育て支援課

京都府長岡京市開田1丁目1番1号 ☎(075)955-9518



ホームページ

入所資格 (保育の必要性の認定基準)

保育施設へ入所できるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭で保育することができず、**市内に住所を有し居住する児童**です。

また、**保護者のいずれかが市内に住所を有し居住する必要があります。**

※1 現在、長岡京市では原則として、広域入所はお受けしていません。

※2 入所日に長岡京市内に居住していない等、入所資格を満たさない場合は、入所決定取消または退所となります。

保育が必要な事由	基準
① 就労	月 64 時間以上、働いている。
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない。 ※出産(予定)日前8週間(多胎児は14週間)・出産後8週間のうち必要な期間
③ 疾病・障がい	疾病・負傷又は、心身に障がいがある。
④ 介護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている。 ※求職要件での申込・認定は、 <u>年度内1回限り</u>
⑦ 就学	学校等に就学しているか、職業訓練等を受けている(月64時間以上)。
⑧ 虐待・DV	虐待・DVのおそれがある。
⑨ 育児休業の継続利用	育児休業を取得する場合で、継続利用が必要である。(P6参照) ※育児休業取得中の新規入所および小規模保育施設卒園児以外の転園は不可
⑩ その他	市長が認める上記の事由に類する状態にある。

幼児教育・保育無償化

概要は以下のとおりです。その他の施設など詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

◆3～5歳児（4月1日時点）

- ・保育所、認定こども園等の標準的な保育料が全額無償化（給食費は別途、実費負担。）。
- ・幼稚園等の通常保育料が月額25,700円を上限に無償化（幼稚園は満3歳から対象。）。
- ・幼稚園等の預かり保育について、日額450円、月額11,300円を上限に無償化（保育要件が必要です。）。

◆0～2歳児（住民税非課税世帯のみ）（4月1日時点）

- ・保育所、認定こども園等の標準的な保育料が全額無償化（給食費は保育料に含まれています。）。
 - ・幼稚園等の預かり保育について、日額450円、月額16,300円を上限に無償化*（保育要件が必要です。）。
- *満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間を対象

認可保育施設の種類

◆保育所（園）

就労などで保育が必要な状態にある乳幼児の保護者の委託を受け児童を保育する施設です。

◆認定こども園（保育認定）

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

3歳児以上は、保護者の就労状況等が変化した場合（退職等）でも、児童を同じ施設に継続して通わせられる場合がありますので、施設にお問い合わせください。

「保育認定」を受けて入所される場合は、新規入所申込と同様の手続きが必要です。

◆小規模保育施設

国や市で定められた基準を満たした0～2歳児を対象としている定員19人以下の保育施設です。

3歳児以降、引き続き保育の必要がある場合には、幼稚園や就学前までの保育を実施する保育施設へ転園していただく必要があります。（参考：幼稚園の1号認定は、満3歳から無償化の対象です。）

入所手続きの流れ

- ① 保護者が市に保育給付等認定申請及び保育施設入所申込を行います。
- ② 市が認定後、保育の必要性等により入所の決定（選考）をします。
- ③ 市が保護者に認定証を交付し、選考の結果を通知します。
- ④ 保育施設と面談等を行い、入所日から利用を開始します。

入所の決定

保育の必要性の認定基準に該当している児童について、入所申込書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づき、利用調整（保育の実施）を行います。

利用調整はP12、P13の「長岡京市保育施設利用調整基準」に沿って、保護者・児童の状況から算出した指数により、年齢別で合計指数の高い児童から、希望する上位の空きのある園に入所決定します。

保育給付等認定

保育施設の入所にあたっては、保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。
認定区分は下表のとおりで、保育の必要量（保育を必要とする事由や就労時間等）に応じて、
保育標準時間（保育時間最大11時間）と保育短時間（保育時間最大8時間）に区分します。

認定区分	対象となる児童
2号認定	満3歳以上就学前で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする児童
3号認定	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする児童

◆保育の必要量・認定期間

保育が必要な事由	短時間	標準時間	認定期間
就労	○	○	小学校就学まで
妊娠・出産	○	○	出産日の翌日から8週間後の日が属する月の末日まで
疾病・障がい、介護	○	○	小学校就学まで
災害復旧	○	○	
就学	○	○	
虐待・DV	○	○	
求職活動 (年度内1度限り認定)	○	—	入所希望日又は退職日の翌日から2ヶ月後の日が属する月の末日まで
育児休業継続	○	—	出産した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月末日まで

※1 就学前までの期間が先に到来する場合には就学前までとなります。各種証明書類に記載された期日が先に到来する場合は、その期日までとなります。

※2 希望により、短時間認定も可能です。なお、短時間と標準時間の両方に「○」がついている場合は、就労証明書等の書類から勤務時間や通勤時間を考慮のうえ、個別に認定します。

※3 児童が満3歳未満の場合、上記の表で「児童の小学校就学まで」とあるのは、「児童の満3歳の誕生日の前日まで」となりますので、満3歳の誕生日までに新たな支給認定証を交付します。

保育時間

保育時間は、入所決定後、面接時に園と相談のうえ決定されます。

各保育施設の保育時間の範囲内で、**就労・通勤時間等を基に必要な時間が保育時間**となります。

原則、**保育の事由（必要性）がない日・時間は、家庭保育**をお願いしています。

短 時間	午前8時00分～午後4時00分まで（最大8時間まで）
標準 時間	午前7時30分～午後6時30分まで（最大11時間まで）

◆延長保育、特別保育期間や申込保育期間の設定について

※1 詳細は各保育施設にお問い合わせください。

※2 延長保育は、幼児教育・保育無償化制度の対象外のため、施設が定める延長保育料が加算されます。

※3 公立保育所のうち開田保育所と新田保育所では、午後6時30分以降の延長保育（最長午後7時30分まで）を実施しておりますので、**延長保育を希望する方は、入所決定後に別途申込み**ください。
(延長保育利用の認定は、午後6時30分以降に保護者共に就労などの保育の必要性が認められる場合のみ。)

◆ならし保育について

新規入所の児童（転園児童も含む。）については、保育施設での生活に慣れるように、保育時間を短くする「**ならし保育**」（1週間程度）を行っています。

※ 年度当初の「ならし保育」期間中の保育については、各保育施設にお問い合わせください。

入所申込みの受付

年度当初からの入所と、年度途中からの入所があります。

年度ごとに申込みが必要となりますので、申込まれる年度をご確認ください。

【年度当初（4月1日）からの入所】

詳しくは、P 8、P 9の「令和6年4月1日入所手続きについて」を参照ください。

【年度途中（5月1日以降）からの入所】

毎月、1日と16日の入所を実施しております。 ※4月と3月の16日入所はありません。

入所日	申込期間
1日入所	前々月の16日～前月の10日午後5時00分まで
16日入所	前月の1日～前月の25日午後5時00分まで

※ 申込期限の日が市役所の閉庁日のときは、直前の市役所開庁日が申込期限となります。

【選考後（年度途中入所）】

◆市役所開庁日の申込期限日の午後5時00分以降に選考し、入所決定の際は、電話にてご連絡します。

※1 希望される園において希望者多数のため、入所決定を行えない場合や、きょうだい児で希望下位の園でも同園に揃わず別園に決定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※2 発達支援保育、医療的ケア児支援保育につきましては、入所決定しても受入体制によっては、保育が開始できない場合があります。保育所入所を検討された段階で、健康づくり推進課の担当保健師へご相談いただくなど、早期に受入体制や手続きなど子育て支援課へお問い合わせください。

◆入所日において、表紙の入所資格に該当しなければ入所決定取消又は退所となります。

但し、保育の事由については、入所日から半月以内とします。

（保育事由の例）就労 … 1日入所の場合、入所月の16日までに仕事開始（復職）

16日入所の場合、入所翌月の1日までに仕事開始（復職）

※ 育児休業から復帰する方は「職場復帰証明書」、就労見込（予定）の方は、就労開始後の「就労証明書」を入所日から1か月以内に提出してください。

◆保留通知書等の保育実施状況の証明は、各申込期限の約1週間後に郵送します。

※ 申込後、待機される場合はその年度内の途中入所選考の対象となりますが、保留通知書等の送付は、最初の申込時のみとなりますのでご注意ください。

申込み方法

申込みは、子育て支援課の窓口、郵送、マイナンバーを用いた電子申請（ぴったりサービス）にて受付けております。申込書類はP 5の「申込みに必要な書類」を参照ください。

◆郵送の場合

申込期間： 年度途中入所申込は上記期間内必着で、令和6年4月1日入所申込はP 8の期間内必着で申込みください。申込期限を超えた場合は、次回以降の選考となります。

送付先：〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号 長岡京市子育て支援課 保育係

必要書類：P 5の「申込みに必要な書類」及び84円切手を貼った返信用封筒

※1 記入もれや書類の不足など、申込書類に不備があると、受付できない場合があります。

※2 簡易書留や特定記録郵便での郵送を推奨します。（郵送事故など不着についての責任は負いかねます。）

◆電子申請（ぴったりサービス）の場合

令和6年4月1日入所申込につきましては、ホームページから電子申請をご利用いただけます。

申請にはマイナンバーカードが必要となります。申込期間はP 8をご確認ください。

申込みに必要な書類

申込みに、入所希望者1人につき以下の書類が**1部ずつ**必要です。

マイナンバー制度の実施により、マイナンバーの記載のほか、**提出される方の個人番号カード**、または、個人番号入りの住民票及び運転免許証等の本人確認書類の提示が必要です。

[1] 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

[2] 保育施設入所申込書

[3] 保育が必要な状況を証明する書類（下表参照）

[4] （下記該当者のみ）保育料算定のための保護者（父と母または家計の主宰者）の収入等を証明する書類

※ 入所申込している年及び保育施設に在園（予定含む）している年の1月1日現在において海外勤務等で国内に住所がない方など課税状況が把握できない場合には、在園（予定含む）している年の前年の収入等がわかる書類（海外勤務者賃金支払額証明書など）の提出が必要です。

※ 収入が無かった方につきましても、保育料算定のため、**市民税を申告して頂く必要**があります。

[5] （支援保育を希望される方） 「同意書」・「専門機関等の意見書」

※ 該当する専門機関等の意見書（健康づくり推進課・療育機関・医療的ケアに係る書類）を提出ください。

[6] （転入予定の方） 「転入誓約書」

※ その他、必要に応じて、各種証明書類およびP12、P13の「長岡京市保育施設利用調整基準」【備考欄】に記載の書類を提出してください。

【 [3] 保育が必要な状況を証明する書類について 】

児童の保護者（父と母または同居人）について証明が必要です。

保育が必要な事由	保育が必要なことを証明する書類
① 就労	就労証明書(指定用紙) ※ 自営業の方（法人を除く）は、直近の「確定申告書の写し」などを添付してください。（新規に開業された方は、「開業届の写し」を添付してください。）（委託契約先等から就労証明書が出る場合を除きます。） ※ 変則勤務の方は、随時、保育施設にシフト表などを提出してください。
② 妊娠・出産	母子健康手帳（保護者氏名と予定日の欄）の写し 又は 出産（予定）証明書
③ 疾病・障がい	診断書（指定用紙） 又は 障害者手帳の写し
④ 介護	「看護・介護を受ける方の診断書（指定用紙）、看護・介護を受ける方の障害者手帳の写し、介護保険被保険者証のいずれか」とケアプランの写し
⑤ 災害復旧	罹災証明書
⑥ 求職活動	就労誓約書（指定用紙） と 求職活動をしていることを確認できる書類 （ハローワークカードの写し等）
⑦ 就学	在学証明書と履修表(カリキュラム・時間割表など)
⑧ 虐待・DV	(虐待) 児童相談所等の意見書 (DV) 公的機関の証明
その他の証明	同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金を受給している方がいる場合は、手帳や証明書の写しを提出してください。

【注意事項】

- ・ 申込書や提出書類の記載内容について、ご不明な点、確認すべき点がある場合は、職場やご家庭にお問い合わせすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 各証明書等については、入所申込児童が2人以上いる場合は、年齢が下の児童に原本を添付いただければ、他の児童については写しでも構いません。
- ・ 各証明書等の有効期間は、証明日から3ヶ月以内としています。また、一度提出された書類の返却はできませんので、原本が必要な方は写しをとって提出し、提出時に原本を提示してください。
- ・ 代理の方が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要となります。

転園について

市内の認可保育施設に在籍している方の転園申込は、新規申込の方と同様の手続きとなります。

◆年度当初（4月1日入所）の転園

在園されている園に申込書を提出していただきます。転園ができなかった場合は、引き続き在園されている園に通っていただくこととなりますが、**転園決定された場合には在園されていた園には戻れません。**

◆年度途中（5月1日から3月1日入所）の転園

年度途中の転園申込時に、在園されている園の退所届が必要となります。

入所後の注意事項及び手続き等について

- 入所月において、保育要件や就労時間の短縮など申込内容と異なる場合や、入所日までに長岡京市内に住所を有さず居住しない場合には、入所決定取消または退所となります。
- 保育が必要な状況の確認のため、年に数回、「就労証明書（シフト表を含む。）」などの**要件確認書類を提出**していただく場合がありますのでご了承ください（保育施設よりご案内いたします。）。
- 長岡京市内に居住しなくなった（転出）、保育の必要がなくなったなどの場合は、保育の実施解除となりますので、速やかに（退所される1ヶ月前までに）**退所届を提出**してください。
- 保護者の**就労内容や保育要件、家庭状況などに変更が生じる場合には**、事前に保育施設または子育て支援課へ「就労証明書等の保育が必要な状況を証明する書類」や「保育状況等変更届出書」などを提出してください。
- 休園日は日曜・祝日・振替休日・年末年始などですが、**気象警報発令時などは休園**することがあるほか、通所されている方でも**保育の必要性がないときは家庭保育^(*)**をお願いします。

*（例）就労要件の場合、就労しない日・時間（休暇等取得日含む。）

【妊娠が分かったとき】

- 妊娠が分かったときは、出産予定日の8週間前^(*)までに「**母子手帳の写し（保護者氏名と予定日の欄）に在園児童名と生年月日を記載したもの**」を提出してください。

*多胎児の場合は14週間前

- 妊娠・出産要件での入所（継続含む）は、出産日の翌日から8週間後の日が属する月の末日までとなりますので、翌月以降、**保育要件がない場合には、退所**となります。

ただし、既に入所中の児童の保護者が新たに子を出生し、産後休業後、育児休業法に基づく育児休業を取得する場合、出産した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月30日までの職場復帰であれば、継続入所を可能とします（※1～3）。

※1 出産後8週間以内に**育児休業期間が記載された就労証明書**を提出してください。

※2 保育時間は、**育児休業開始日から短時間での認定のみ**となりますので、育児休業取得前に標準時間での認定となっている場合は、**同時に保育給付認定申請書も提出**してください。

※3 育児休業要件は、**当市が独自に全年齢に拡大適用している保育要件**です。

特別保育期間や申込保育期間（土曜日・夏期・冬期・年度末年度始など）は、保育料の有無に関わらず**家庭保育**をお願いします。詳しくは保育施設にお問い合わせください。

保育料について

保護者等の給与支払報告書（年末調整）や確定申告等に基づき決定された**市区町村民税額（所得割）の合計によって算定**しております。また、収入が無かった方につきましても、保育料算定のため、**市民税を申告して頂く必要**があります。

※1 未申告など税額等が確認できない場合には、最高所得階層にて決定することがあります。

※2 保育料の減免制度に該当される場合には、別途、申請書の提出が必要な場合があります。

※3 休暇等で保育の必要性がなく（育児休業要件での認定を含みます。）家庭保育をした場合の保育料減免はありません。

◆算定基準について

保育料は、国の徴収基準額表に基づき市が定めた保育料徴収基準額表（P16参照）により、**4月1日現在の年齢**で決定し、月初に在籍されている児童の保護者から徴収いたします。

なお、月途中での入所及び各月15日以前の退所については、月額金額の半額としています。

- ※1 児童の保護者または家計の主宰者である同居者の市区町村民税額（所得割）の合計によって算定します。
- ※2 **保育料の決定は年度に2回行います**（4月～8月は前年度市民税額、9月～3月は当年度市民税額で算定。）。
保育料決定後に市民税額の変更が確認できた場合は、確認できた日の翌月から保育料を変更します。
- ※3 住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付控除等の**税額控除は適用せず、控除前^(※)の金額で算定**します。
*該当年度の市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書の「市民税税額控除前所得割額」を参照ください。

◆祖父母等との同居世帯、ひとり親世帯について

祖父母等と同居しているが、父母のみの収入で生計を維持している場合において、継続的な収入が確認できる書類の提出等（直近3ヶ月の給与明細等）がある場合は、父母のみの市民税額で決定しますので、該当する場合には子育て支援課へお申出ください。

なお、世帯分離していても上記が確認できない場合や祖父母等の扶養となっている場合には、祖父母等の最多所得者を家計の主宰者とみなして、市民税額を合計して保育料を決定します。

同様に、父母が離婚されている場合や婚姻関係にない場合であっても、同居し生計を一にしていると判断される場合などには、保護者とみなして保育料を決定します。

◆納付方法等について

・認定こども園・小規模保育施設について

納付方法等は、入所施設にお問い合わせください。

・公立保育所・民間保育園について

保育料等の納付は原則、口座振替です。

口座振替については、取扱金融機関にてお手続きください。

公立保育所・民間保育園の口座振込申込方法

口座を開設している下記の口座振替取扱金融機関でお手続きください。

- ※ 通帳・金融機関届出印・「**口座振替納付依頼書**」（子育て支援課及び口座振替取扱金融機関の長岡京市内各店に備付。）が必要です。

口座振替取扱金融機関（令和5年10月現在）

京都銀行、京都信用金庫、京都中央農業協同組合、みずほ銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、京都中央信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

- ※ **振替日は原則、各月末日で、再振替ができませんので残高不足にご注意ください。**
(領収証書は発行していません)

納付書による取扱い金融機関（令和5年10月現在）

京都銀行、京都信用金庫、京都中央農業協同組合、りそな銀行、池田泉州銀行、京滋信用組合、京都中央信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

- ※ **口座振替の登録が完了するまでは、各月中旬頃に送付する納付書にて、期限までに市役所、取扱金融機関、取扱コンビニエンスストアで納付いただきますようお願いいたします**（納期限は原則、各月末日。）。
なお、口座振替の手続きが完了している方には、納付書は届きません。

◆保育料の滞納について

保育料の支払いがない場合は、地方税の滞納処分の例により**給与差押等の滞納処分**を行うことがあります。納付についてのご相談は、子育て支援課までご連絡ください。

- ※ 差押実績例…給与、不動産、預貯金、生命保険等

◆保育料以外の費用

食費（3歳児以上）などの施設負担金等につきましては、各保育施設で設定・徴収いたします。

- ※ P14の「保育施設一覧」の「保育料以外に必要な費用（一部抜粋）」を参照していただき、詳細については各保育施設へお問い合わせください。

令和6年4月1日入所手続きについて

(年度ごとに申込が必要となりますのでご注意ください。)

申込期間

令和5年11月26日(日)・27日(月)・28日(火)・29日(水)・30日(木) 午前10時00分～午後5時00分

※ 上記期間内の申込者が1次選考の対象となり、上記期間内申込の書類不備の方などを含めまして、令和5年12月1日(金)から令和6年3月1日(金)午前8時30分から午後5時00分までに申込まれた方は2次選考の対象となります。

提出場所

【新規入所希望の方】：子育て支援課保育係（市役所新庁舎3階 会議室301）

- ※1 市役所庁舎工事に伴い駐車場が一部閉鎖されておりますので、**第2駐車場**をご利用ください。
- ※2 マイナンバー制度の実施により、マイナンバーの記載のほか、**提出される方の個人番号カード**、または、個人番号入りの住民票及び運転免許証等の本人確認書類の提示が必要です。
- ※3 代理の方が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ※4 郵送申請、電子申請による受付もいたします。詳細についてはP4又はホームページをご確認ください。

【市内認可保育施設からの転園希望の方】：在園している保育施設

提出書類

申込期間に以下の①・②・③（該当する場合は④～⑦）を不備なくご提出ください

申込みには、入所希望者1人につき以下の書類が**1部ずつ**必要です。

① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

② 保育施設入所申込書

③ 保育が必要な状況を証明するための書類

- ※ 児童の保護者（父母または同居人）の入所日の状況（具体的な必要書類は、P5を参照。）
なお、出産予定日が令和6年2月5日から6月24日の方は、妊娠・出産要件での申込となります。
- ※ 保育が必要な事由は、4月30日までに該当しており、4月1日時点で市内に住所を有し居住していること。
(例) 就労：4月30日までに仕事開始（復職）

④ 令和6年度 保育施設入所申込確認票（窓口申請の方は不要）

- ※ 郵送、マイナンバーを用いた電子申請（ぴったりサービス）の申請者のみです。
- ※ 窓口申請の方は受付時、その場でご記入いただきます。
- ※ 市内認可保育施設からの転園希望の方は保育施設から配布します。

⑤ 【海外居住の方など】 保育料算定のための保護者（または家計の主宰者）の収入等を証する書類

- ※ 入所申込している年及び保育施設に在園（予定含む）している年の1月1日現在において、海外勤務等で国内に住所がない方など課税状況が把握できない場合には、在園している年の前年の収入等がわかる書類（海外勤務者賃金支払額証明書など）の提出が必要です。
- ※ 収入が無かった方につきましても、保育料算定のため、市民税を申告して頂く必要があります。

⑥ 【支援保育を希望される方】 「同意書」・「専門機関等の意見書」

- ※ 保育所入所を検討された段階で、健康づくり推進課の担当保健師へご相談いただき、早期に受入体制や手続きなど子育て支援課へお問い合わせください。
- ※ 該当する専門機関等の意見書（健康づくり推進課・療育機関・医療的ケアに係る書類）をご提出ください。
- ※ 発達支援保育、医療的ケア児支援保育につきましては、入所決定をしましても受入体制によっては保育が開始できない場合があります。

⑦ 【転入予定の方】 「転入誓約書」

※ その他、必要に応じて、各種証明書類およびP12、P13の「長岡京市保育施設利用調整基準」【備考欄】に記載の書類を提出してください。

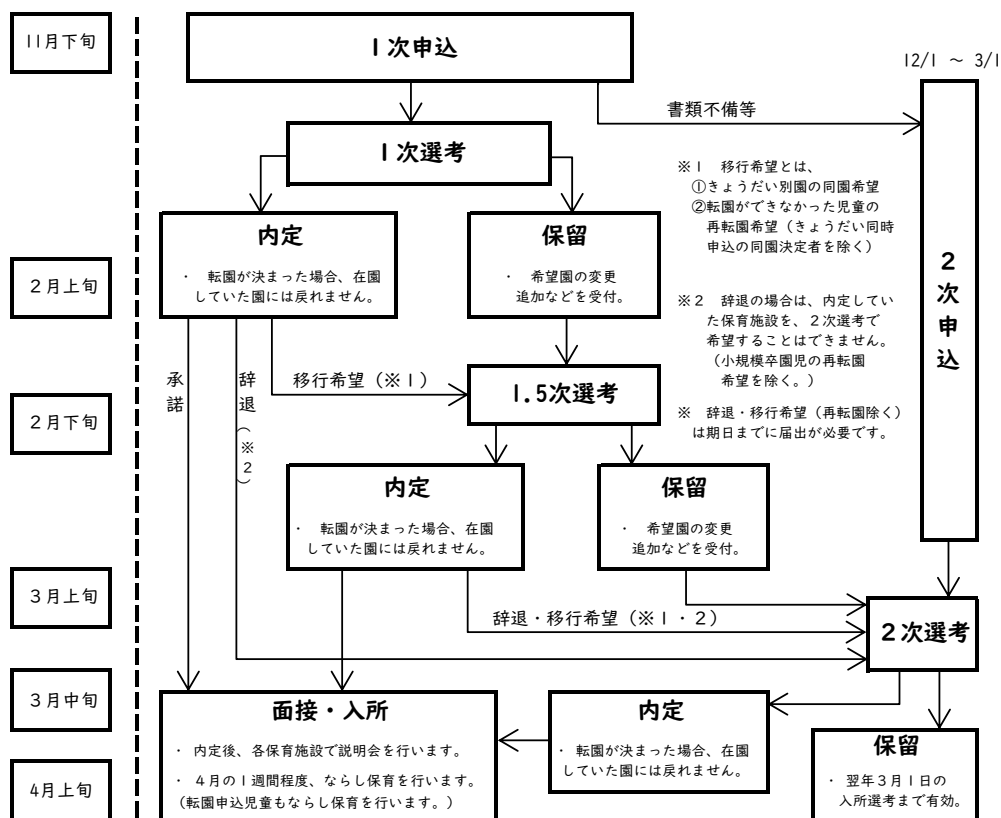
注意事項

- 入所月において、保育要件や就労時間の短縮など申込内容と異なる場合や、入所日までに長岡京市内に住所を有さず居住しない場合には、**入所決定を取消す**ことがあります。
- 申込書や提出書類（就労証明書等）について不明な点、確認すべき点がある場合は、**職場やご家庭等にお問い合わせすることがあります**ので、あらかじめご了承ください。
- 一度ご提出いただきました書類は、**返却できません**のでご了承ください。
- 各証明書等については、入所申込児童が2人以上いる場合は、年齢が**下の児童に原本**を添付いただければ、**他の児童については写し**でも構いません。
- P14「保育施設一覧」の入所可能年齢については、6カ月児～の施設は誕生日が令和5年9月30日以前、生後57日目～の施設は令和6年2月4日以前の児童が、4月1日入所申込可能施設となります。
- 新規入所の児童（転園児童も含む。）については、保育施設での生活に慣れるように、保育時間を短くする「ならし保育」（1週間程度）を行っています。

選考方法

- 年齢別で合計指数の高い児童から、希望する上位の空きのある園に入所決定します。
- 希望される園において希望者多数のため、入所決定を行えない場合や、きょうだい児で希望下位の園でも同園に揃わず別園に決定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 保育施設別・年齢別の新年度入所可能予定枠につきましては、11月20日(月)頃にホームページに掲載する予定です（掲載日現在の予定枠ですので、実際の入所人数とは異なります。）。
- 小規模保育施設卒園児童（3歳児、広域入所除く。）は新規申込児童より**優先して選考**します。また、小規模保育施設卒園児童のみ、内定後の再転園希望（2次選考）も受け付けますが**優先はありません**。
- 小規模保育施設卒園児童で、在園されていた小規模保育施設と主たる連携施設を第1希望に記載した場合には、他の小規模保育施設卒園児より**優先して選考**します。
- 1次選考結果については、通知書**でご確認ください。お電話での回答は致しません。
- 1次選考結果は2月2日(金)頃、1.5次選考結果は2月21日(水)頃、2次選考結果は3月11日(月)頃に発送予定です（1.5次選考以降、待機中の方へは、**内定時のみ通知**を発送いたします。）。
- 1.5次選考は、きょうだい同園希望や記載した全ての希望園の入所が叶わなかった方が対象です。

《スケジュール》



入所申込書 記入例

令和6年度
保育施設入所申込書

長岡京市福祉事務所長 様

記載のとおりお申し込みます。また、児童及び児童の
住民票情報や材料決定に必要な世帯の情報に関する調査
を福祉事務所が行うことに同意します。

入所施設 ※市役所用	入所施設	申込日	令和 5年 11月	入所希望日	令和 6年 4月 1日	1人申込	令和6年 4月1日現在	1歳
〒617-0000 長岡京市 丁目0番00号 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	〒617-0000 長岡京市 丁(617-0000)	保護者1 の続柄	保護者1 の住所	保護者2 の続柄	保護者2 の住所	保護者代表 の続柄	保護者代表 の住所	保護者代表 の電話番号
※「就労等区分」 該当する職種を〇で囲んでください。 ・正規(役員を含む)・・・正規 ・パート・アルバイト・・・非正規 ・自営(法人を除く)・・・自営 ・派遣・内職・出産等・・・その他	保護者1 氏名	保護者1 の年齢	保護者1 の性別	保護者2 氏名	保護者2 の年齢	保護者代表 氏名	保護者代表 の年齢	保護者代表 の性別
※「保護者代表代表納付義務者」 ・保育料や各種郵送料は、長岡京市内に住民票 を有する保護者宛となります。 ・記入いただいた保護者が転出等された場合に は、代表納付義務者の変更など各種変更届が 必要となりますのでご注意ください。	保護者代表 氏名	保護者代表 の年齢	保護者代表 の性別	保護者代表 の電話番号	保護者代表 の住所	保護者代表 の電話番号	保護者代表 の住所	保護者代表 の電話番号
※「勤務先通学(園)等」 ・入所希望日における、勤務先名・学校 名等を記入してください。 ・出産・介護等で申込するときは、「出産 の為・介護の為」などと記入してくだ さい。	勤務先 氏名	勤務先 の住所	勤務先 の電話番号	勤務先 の住所	勤務先 の電話番号	勤務先 の住所	勤務先 の電話番号	勤務先 の電話番号
希望する順位に従い、保育施設名を記入してください。 ・年齢別で合計指数の高い児童から、希望する順位が高く、 かつ、空きがある園に入所決定しますので、希望者多数の 場合には、ご希望どおりにならないうことがあります。 ・記入した希望施設以外は、定員に空きがあっても選考対象 になりません。	希望する 施設名	希望する 施設の住所	希望する 施設の電話番号	希望する 施設の住所	希望する 施設の電話番号	希望する 施設の住所	希望する 施設の電話番号	希望する 施設の電話番号

家庭状況 (該当事項に○印、または内容を記入してください。)

1 世帯状況(支給認定申請書にもちこつたものを願います)	生活保護世帯	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> 平・令	年	月	日から				
ひとり親世帯	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> 調停中(裁判所からの通知書等提出願います)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> 調停中(裁判所からの通知書等提出願います)	<input type="radio"/> 持っていない	持っている(手帳の写しを提出願います)				
障害者手帳(身体・療育・精神)	<input type="radio"/> 持っている	<input type="radio"/> 持っていない	<input type="radio"/> 持っている	<input type="radio"/> 持っていない	<input type="radio"/> 持っている	<input type="radio"/> 持っていない				
2 保護者1・保護者2の状況	保護者1	正規模員	非正規模員	自営	求職	病氣	離婚	別居	死亡	その他(単身赴任)
保護者2	正規模員	非正規模員	自営	求職	病氣	離婚	別居	死亡	その他	
出産予定	無	有	予定日: 令和 年 月 日	母子手帳の写し等を提出願います。						
3 保護者の両親の状況	祖父	無職	病氣	京都	吉郎	京都府〇〇区〇〇町〇〇-〇〇	電話(075) 〇〇〇-〇〇〇〇			
祖母	無職	病氣	京都	良子	京都府〇〇区〇〇町〇〇-〇〇	電話(075) 〇〇〇-〇〇〇〇				
祖父	病氣	無職	病氣	死亡		長岡京市調田〇丁目〇番〇号 〇〇〇号室	電話(075) 〇〇〇-〇〇〇〇			
祖母	無職	病氣	長岡	花子	長岡京市調田〇丁目〇番〇号	電話(075) 〇〇〇-〇〇〇〇				
4 下記の年月日の住所、または、住民税が課されていた居所(長岡京市内の場合は記入不要。)	令和5(2023)年1月1日	京都市〇〇区〇〇町〇-〇 〇〇アソシエーション〇〇号								
	令和6(2024)年1月1日	京都市〇〇区〇〇町〇-〇 〇〇アソシエーション〇〇号								

児童の状況 (該当事項に○印、または内容を記入してください。)

1 乳幼児健康診査の際に何か指導を受けましたか。	無	有	何 歳 か月(児健診の時)
指導内容:			
2 現在、長期にわたり、通院治療または療育訓練を受けていますか。	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	いつ頃から: 回数: () 回程度/通院/週・月
① 通院治療	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	いつ頃から: 回数: () 回程度/通院/週・月
② 療育訓練	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	いつ頃から: 回数: () 回程度/通院/週・月
3 その他、お子さんについて伝えておきたいことがあれば記入してください(アレルギー等)。			
※アレルギーがあります			
※手帳の有無等について、該当する場合は○印をしてください(手帳等の写しを提出願います)			
障害者手帳(身体・療育・精神)	<input type="radio"/> 受けている	(1・2・3・4級・A・B)	申請中
特別児童扶養手当	<input type="radio"/> 受けている		申請中
現在の保育状況	1 認可保育施設を利用中	家庭等保育	勤務先へ帰同
	2 認可外保育施設・一時預かりを利用している。(領収証等の写しを提出願います)		
入所不可だった場合の予定(選考には一切影響ございません)	認可外保育施設の利用	家庭等保育	その他()

選考について (きょうだい同時申込および育休延長希望の方は、該当事項に○印を記入してください。)

きょうだい別園決定を優先する。(選考枚数により、園園に異なる場合はそれぞれ希望園位で選考します)	<input type="radio"/>
きょうだい別園決定となっても、それぞれの希望園位を優先する。	<input type="radio"/>
長岡京市保育施設利用調整基準(2) 調整指数の「育児休業延長希望の減点」を適用する。	<input type="radio"/>

長岡京市保育施設利用調整基準

(令和 6 年度 4 月 1 日入所以降の利用申込に適用)

保育所(園)、認定こども園(保育認定)及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(当該事業所の従業員が利用する場合を除く。))をいう。)の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。申し込みに係る提出書類等から客観的に把握・証明された事項について指数化し利用調整を行うものとする。

(1) 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者(父・母、またはその他の保護者)が保育できない状況	指数
1	①就労	就労 (※1~※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の勤務を常態とする	40
2			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の勤務を常態とする	35
3			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	30
4			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	25
5			上記には当てはまらないが月64時間以上の勤務を常態としている	20
6	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週間)、出産後8週間の期間で保育を必要とする(※4)	30
7	③疾病・障がい (※5)	疾病など	疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、これにより保育できないものと医師が判断するもの	40
8			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27
9			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以内の加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15
10		障がい (※5)	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40
11			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30
12		身体障害者手帳4~6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20	
13	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者(児)の看護・介護や、入院の付添いを行っている	35
14			同居の障がい者(児)の介護・通院・通所・通学の付添いを行っている	25
15			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15
16	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50
17	⑥求職活動	求職	求職活動中である	8
18	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校に就学しているか、職業訓練を受けている(※6)	30
19			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している(※6)	20
20	⑧育児休業(小規模卒園児のみ)		育児休業中の認可保育施設の継続利用のための転園申込(※7)	20
21	⑨その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合(DV・虐待など)	(※8)

【備考】

※ 複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を上限に採用する。

- (※1) 就労時間等就労状況については、雇用先(個人事業主等自営業者は本人。)が証明した就労証明書で判定する。なお、就労時間は、入所希望月における育児短時間勤務等を反映した就労予定時間で、休憩時間を含む。
- (※2) 保護者が事業主で税法上の控除対象となっている場合、または、雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が控除対象(事業専従者控除を含む。)となっている場合、就労状況と収入に整合性がない場合は、調整指数表のNo.1と合わせて判定する。
- (※3) ③疾病・障がい、または④介護の要件、かつ①就労の要件に該当する場合は指数の高い方を採用し、調整指数表のNo.2と合わせて判定する。
- (※4) 入所希望月において出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週間)、出産後8週間に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、この項目に該当となる。
- (※5) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む(障害者手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定する。)
- (※6) 就労も兼ねる場合、就学及び就労時間が書類等で確認できれば、各々の時間を合算する。合算した時間を基に、①就労の「勤務を常態」を「勤務及び就学を常態」と読み替えて指数を比較し、高い方を採用する。
- (※7) 入所希望月において育児休業中の場合には、他の要件の有無・就労日数・時間に関わらず、この項目に該当となる。
- (※8) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

(2) 調整指数表

No.	事由	調整内容	指数
1	就労条件	週35時間以上の就労で、「保護者が事業主で税法等の控除対象となっている」「就労先の雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が税法等の控除対象（事業専従者控除を含む。）となっている」「内職」など、就労状況と収入に整合性がない又は就労状況が確認できない場合（※9）	-5 又は -10
2		③疾病・障がい、または④介護の要件、かつ①就労の要件に該当し、基本指数が35以下の場合（※10）	10
3		福祉・介護職員として市内の介護保険事業所または障がい福祉サービス事業所で勤務する場合で、基本指数が35以下の場合（※10）	10
4		市内の認可保育施設で勤務する場合、または、保育士として市外で勤務する場合（※11）	5
5		保育士として市内で勤務する場合（※11）	10
6		産後休暇や育児休業等から休業等以前と同一の職場に復職する場合（※12）	2
7	申込児童の状況	入所児童自身の疾病・障がい等の状況により、医療的ケアや発達支援保育を必要とする場合（※13）	12
8		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、有料の認可外保育施設を申込締切日の月初以前に月極めで利用している場合（※14）	3
9		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、保育施設の一部預かり、または幼稚園の預かり保育を申込締切日の月初以前に利用している場合（※14）	1
10		申込児童が多胎児である場合	1
11	きょうだいの状況 (2・3号認定)	既にきょうだいが利用中の保育施設と同じ施設を第一希望とする場合（※15）	6
12		きょうだいが同時に申し込み、かつ同じ保育施設を第一希望とする場合（※15）	4
13		前年度の年度当初選考で、きょうだい同園希望が叶わず、申込日時点で別々の施設を利用している場合（※15）	4
14	世帯の状況	ひとり親（母子家庭・父子家庭）の場合（別居かつ離婚調停中の場合を含む）（※16）	50
15	その他	生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる（就労証明書等の提出がある）場合	20
16		倒産等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職している場合（※17）	14
17		保育料を2か月以上滞納している場合（卒園児・過去のものも含む）	-15
18		両親（里親・特別養子縁組は両親とみなす）共に不存在で別の者が養育を行っている場合	50
19		育児休業の延長を希望する場合	-35

【備考】

- ※ 該当する全ての項目で加減算を行う。
ただし、調整指数表のNo.8と9、11と12、14と15については、それぞれ高い方の指数を適用する。
- (※9) 基本指数が35又は就労見込（法人で給与規則等を定めている場合を除く。）の場合は調整指数を「-5」、基本指数が40の場合は調整指数を「-10」とする。就労証明書給与（収入）見込額及び税情報、その他給与（収入）の分かる提出書類などで判断する。
- (※10) 基本指数が35の場合は調整指数を「5」とする。なお、「福祉・介護職員」とは、高齢者または障がい者（児）を直接介護・支援する者（調理・事務職員などは除く。）で、就労証明書に、「福祉・介護職員としての勤務実態有（予定含む）」の記載がある場合に適用する。
- (※11) 保育士については、保育士証の写しの提出があり、就労証明書に、「保育士等としての勤務実態有（予定含む）」の記載がある場合に適用する。
- (※12) 父母どちらか一方のみに加算する。また、就労証明書とともに提出された確定申告書や開業届の写し等から、当該項目に該当することが明らかな自営業者等についても適用する。
- (※13) 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書(指定様式)の提出があり、支援保育が必要と判断された場合に適用する。
- (※14) 申込日直近月の支払いのわかる書類の写し(領収書写しなど)および保育事由を証する書類(就労実績が記載された就労証明書など)の提出がある場合に適用する。なお、求職および育児休業期間中の利用には適用しない。
- (※15) 申込書の第一希望欄に別施設を記載する場合には、指数を半減する(月齢でやむを得ない場合を除く。)。なお、きょうだい同時申込において、年齢が上の児童が小規模保育施設の卒園児である場合には、年齢が下の児童には調整指数表のNo.11を適用する。
- (※16) 離婚調停中などについては、裁判所からの通知書などの公的な証明書類の提出がある場合に適用する。なお、No.11に該当する児童と第一希望園が競合した場合には、指数にかかわらずその児童を優先する。
- (※17) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合に適用する。

(3) 同一点数の場合の順位表(上位より決定)

No.	事由
1	【要件間の優先順位】 ⑤災害復旧>③疾病・障がい>④介護>②妊娠・出産>①就労>⑦就学>⑥求職活動>⑨育児休業(転園のみ)
2	当該保育施設の希望順位が高いもの
3	【就労要件の優先順位】 両親の就労証明書上の勤務時間の合計が長いもの>単身赴任者>両親の自宅から勤務地までの直線距離の合計が長いもの>自営業・居宅内就労者等
4	世帯の市民税額(4月～8月入所は前年度市民税、9月～翌年3月入所は当年度市民税)の低い世帯

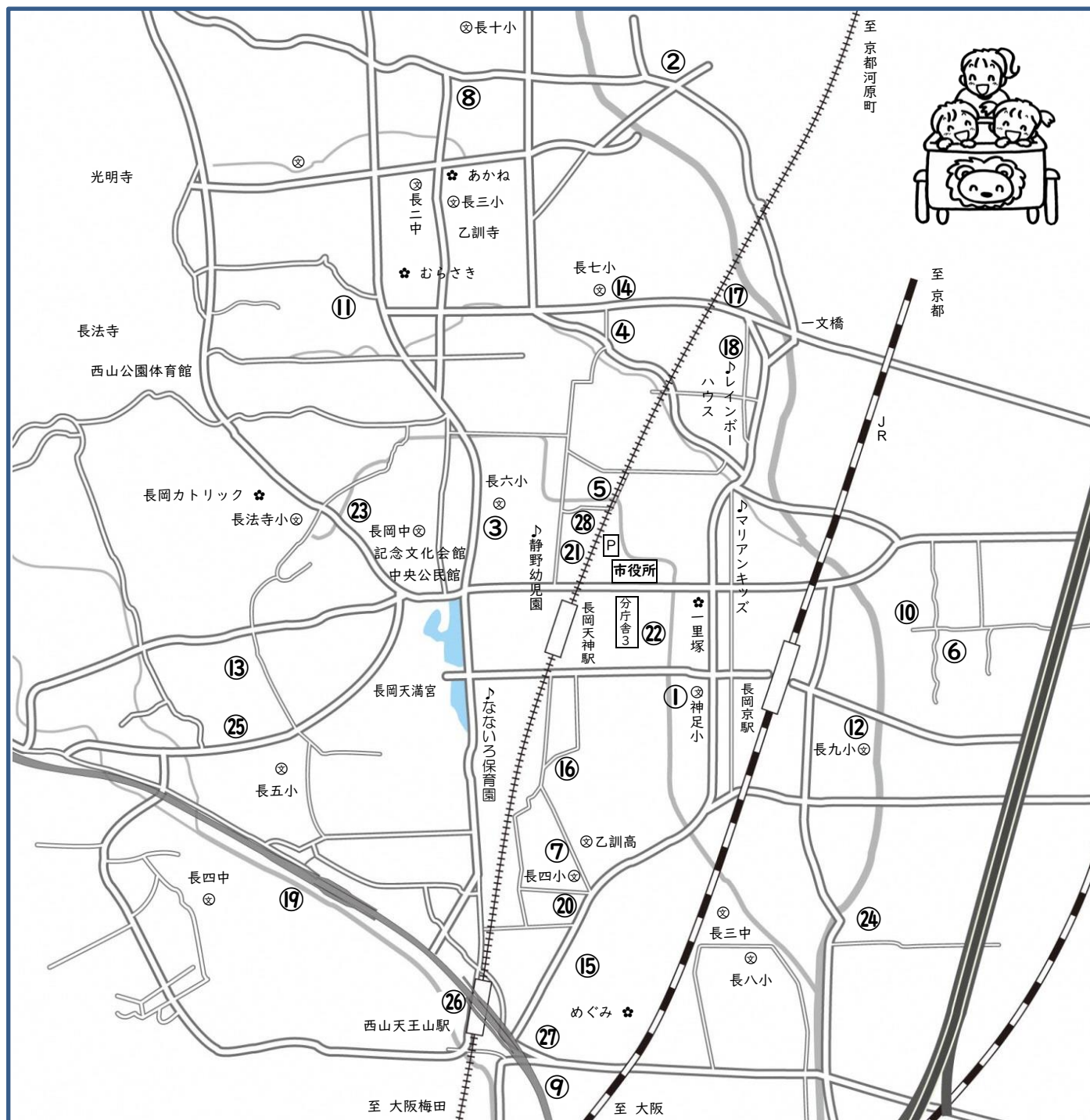
保育施設一覧表

No.	名称	所在地	電話番号	主な 連携 施設	定員	入所可能 年齢 (※1)	駐 車 場	布 団 貸 出 (※2)	保育料以外に必要な費用(予定) (※3) 掲載している費用はあくまでも例示であり、費用の一部です。
公立 保 育 所	① 開田 保育所	神足3丁目2-20	954-1177	—	180	6カ月児～	○	○	・ふとんリース代(希望者*)：月額1,980円 *取扱業者と直接契約
	② 滝ノ町 保育所	滝ノ町2丁目2-26	954-5324	—	120	6カ月児～	×		
	③ 新田 保育所	長岡2丁目3-2	952-4244	—	180	6カ月児～	○		
	④ 深田 保育所	野添2丁目3-3	955-2588	—	120	3カ月児～	×		
民間 保 育 園	⑤ ゆりかご 保育園	長岡1丁目17-15	954-6410	—	105	生後57日目～	○	○	・ふとんリース代：月額1,600円
	⑥ きりしま 保育園	神足森本13-1	955-5480	—	130	3カ月児～	○	×	詳細は園にお問い合わせください。
	⑦ きらら 保育園	友岡1丁目2-3	959-0150	㉔	60	6カ月児～	○ 3台	×	詳細は園にお問い合わせください。
	⑧ 西山井ノ内 保育園	井ノ内南内畑34-6	205-5310	—	60	5カ月児～	○	○	・ふとん等リース代：月額2,500円
	⑨ ひまわり 保育園	調子2丁目88-1	205-5337	㉗	72	生後57日目～	○	×	・布おむつリース代1枚30円
	⑩ さくらんぼ 保育園	神足垣外ヶ内1	953-5885	㉖	110	6カ月児～	○	×	詳細は園にお問い合わせください。
	⑪ 長岡京コベル 保育園	粟生田内41	951-1517	—	110	6カ月児～	○	×	・コベル教育費：月額2,000円 ・月刊絵本代：440円 ・給食費：1,500円～6,000円(予定)
	⑫ こうたり 保育園	東神足2丁目17-2	950-1520	—	130	3カ月児～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。
民間 認 定 こ ど も 園	⑬ 海印寺 こども園	奥海印寺坂ノ尻2-5	954-5264	㉕	158	3カ月児～	○	○	・ふとんリース代：月額1,370円 ・通園バス代(希望者)：片道1,500円、往復3,000円
	⑭ 今里 こども園	今里北ノ町35-2	955-7715	—	136	6カ月児～	○	○	・ふとんリース代：月額1,370円 ・通園バス代(希望者)：往復3,000円(月額)
	⑮ 友岡 こども園	友岡3丁目8-18	954-1820	—	164	生後57日目～	○	○	・ふとんリース代(希望者)：月額1,370円
民間 小 規 模 保 育 施 設 (2 歳 児 ま で)	⑯ 小規模保育園 Cherry's Hug	竹の台15-9	959-7700	㉙	9	生後57日目～	×	×	詳細は園にお問い合わせください。
	⑰ 小規模保育園 ひまわりっこ	一文橋2丁目34-9	952-4177	㉚	18	生後57日目～	○	×	・布おむつリース代：1枚30円
	⑱ 家庭的保育園 ピキニーハウス	一文橋2丁目28-14	950-5104	—	16	生後57日目～	○	×	・個別送迎サービス：1回500円
	⑲ 家庭的保育園 アヤナイハウス	下海印寺上内田18-1	959-0330	—	19	生後57日目～	○	×	・個別送迎サービス：1回500円
	⑳ NOZOMI 保育園 友岡園	友岡1丁目20-5	874-6850	—	19	生後57日目～	○	○	・ふとんリース代：月額1,600円(夏季)2,500円(冬季)
	㉑ ほほえみ保育園 長岡京園	長岡1丁目1-11 コンフォートセブンビル1階	950-2117	—	19	生後57日目～	×	○	・絵本定期購入代：0・1歳児400円、2歳児440円 ・布団リース代：月額1,700円
	㉒ ひかり保育園 長岡天神	開田2丁目7-1	951-7070	—	19	生後57日目～	×	○	・ふとんリース代：月額1,500円 ・紙おむつ代：1枚50円 ・その他の実費徴収についての詳細は園にお問合せ下さい。
	㉓ ニチキッズ 長岡天神保育園	天神4丁目7-10 レジデンス長岡天神1階	959-5562	—	19	生後57日目～	○	○	・紙おむつ代：1枚80円(税別) (持参分がなくなった場合販売いたします。)
	㉔ いしはら保育室 長岡京	城の里27-4	950-1268	—	19	生後57日目～	○	○	・連絡ノート(乳児用、1～2才児用)：年額各170円 ・出席ノート：年額320円 ・出席シール：年額250円 ・敷布団リース代：月額800円
	㉕ 海印寺乳児園	奥海印寺三反畑10-2	959-9111	㉛	19	生後57日目～	○ 1台	○	・ふとんリース代：月額1,370円
	㉖ 小規模保育園 アトリエ	友岡川原25-3	959-1002	㉜	19	生後57日目～	×	×	詳細は園にお問い合わせください。
	㉗ 手をつなごうあおき保育園 長岡京	調子1丁目24-21	925-9072	—	19	生後57日目～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。
㉘ ココカラデザイン保育園 つむぎ園	長岡1丁目8-7 ベルメゾンナカムラ1階	963-5164	—	19	生後57日目～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。	

※ 記載内容は、令和5年10月現在であり、変更の可能性があります。

なお、3歳児クラス以上の給食費につきましては、各施設で年度毎に見直しを検討されているため、詳細は各保育施設にお問い合わせください。

(0歳児から2歳児クラスの給食費につきましては、保育料に含まれています。)



(注) ☆幼稚園 ♪認可外保育施設

保育方針、保育時間（特別保育期間や延長保育の有無など）、保育料以外の費用、自家用車での送迎の可否、アレルギー対応、発達支援保育、医療的ケア児支援保育の受入体制など、保育施設によって異なります。

事前に見学を行うなど各保育施設にお問い合わせください。

（公立保育所で延長保育を実施しているのは、開田保育所と新田保育所です。）

- ※1 入所可能年齢については、実際の入所日は各対象日（月）を経過した次の入所日からとなります。
- ※2 駐車可能台数は限られておりますので、利用される際にはご理解・ご協力をお願いいたします。
自家用車での送迎や布団貸出の利用について、詳細は各保育施設にお問い合わせください。
- ※3 P14に掲載している費用はあくまでも例示であり、費用の一部です。その他教材費・保育用品費・制服代等が別途保育施設によって必要となります。詳細は各保育施設にお問合せください。

参考令和5年度 保育料徴収基準額表 (2・3号の月額)

階層区分	定 義		3歳児未満 (0～2歳児クラス)		3歳児以上 (3～5歳児クラス)		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯		円	円	円	円	
B	市民税非課税世帯		0	0			
C	市民税課税世帯	C1	均等割のみ課税世帯	9,100	8,900	0	0
		C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100		
		C3	10,000円以上29,000円未満の世帯	12,900	12,600		
		C4	29,000円以上48,600円未満の世帯	16,400	16,100		
		C5	48,600円以上58,000円未満の世帯	20,500	20,100		
		C6	58,000円以上70,000円未満の世帯	24,400	23,900		
		C7	70,000円以上97,000円未満の世帯	28,900	28,400		
		C8	97,000円以上106,000円未満の世帯	35,500	34,800		
		C9	106,000円以上134,000円未満の世帯	39,800	39,100		
		C10	134,000円以上187,000円未満の世帯	44,500	43,700		
		C11	187,000円以上248,000円未満の世帯	50,600	49,700		
		C12	248,000円以上301,000円未満の世帯	55,300	54,300		
		C13	301,000円以上351,000円未満の世帯	60,000	58,900		
		C14	351,000円以上397,000円未満の世帯	62,900	61,800		
		C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800		

※1 年齢は4月1日時点で算定されます。保育料及び給食費は年度毎に見直しを検討しています。

※2 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書の「市民税税額控除前所得割額」を参照ください。4月～8月の保育料等は前年度市民税額、9月～3月の保育料等は当年度市民税額で算定します(P6、P7参照)。

◆給食費について

3歳児クラス以上については、給食費(主食及び副食費)が別途必要となります。

ただし、下記「保育料の減免制度」の①～④に該当する場合は、副食費が免除されます。

(①・④は当該児童が第3子以降の場合、②・③は第1子から)

※ 給食費のほか消耗品等の別途徴収する費用は、保育施設により異なります。保育施設にてご確認ください。

◆保育料の減免制度

① 同一世帯で2人以上の児童が認可保育施設、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障がい児通所(園)施設等を利用している場合 ※市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合のみ未就園又は認可外保育施設等に在籍している子どもも算定対象 ⇒ 第2子は表中の金額の半額、第3子以降は0円となります。
② 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合 ⇒ 第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は上記の表の半額、第3子以降は0円となります。
③ ひとり親世帯や障がい者手帳を有する世帯などで、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合 ⇒ 第1子は上記の表の半額(9,000円を上限とします。)、第2子以降は第1子の児童の年齢にかかわらず0円となります。
④ 市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯かつ18歳未満の児童が3人以上いる世帯の場合 ⇒ 第3子以降の場合は0円となります。

◆延長保育料について(公立保育所2施設の場合)

開田保育所および新田保育所にて延長保育を必要とする児童には、上の表の階層区分に応じ、右の表の金額(月額)を加算します。

階層区分	午後7時まで	午後7時30分まで
A	0 円	0 円
B	1,000	2,000
C1からC4まで	2,000	4,000
C5からC15まで	3,000	6,000